

平成17年度高等専門学校機関別認証評価委員会（第2回）議事録

- 1 日 時 平成17年6月28日（火）10：30～12：30
- 2 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
- 3 出席者
（委員） 青木，東，神谷，神野，佐藤，椿原，徳田，中島，長島，松爲，
柳，四ツ柳，渡辺の各委員
（事務局） 荒船理事，長谷川理事，川口評価研究部長，野澤教授，
加藤評価事業部長，八田評価第2課長
- 4 議事内容（：委員，：事務局）

委員長 定刻になりましたので、ただいまから高等専門学校機関別認証評価委員会第2回を開催いたします。

本日の議事は、（1）平成17年度の評価実施に関して評価部会の編成について、（2）平成18年度自己評価実施要項及び評価実施手引書の改訂について、以上2つの議題としております。

それでは、議事に入る前に、認証評価機関として認証されたのかどうか現況について報告をお願いします。

文部科学省に対して、高等専門学校の評価を行う認証評価機関としての認証申請の件についてですが、現時点において、まだ認証をいただいております。しかし、先週6月22日に文部科学省の中央教育審議会大学分科会で最終的なご審議をいただき、特に異論がなかったと伺っております。まだ交付の日が確定していませんが、文部科学省内での手続を終えれば、文部科学大臣からの認証機関としての認証は間違いなくいただける状況です。

委員長 ありがとうございます。本日の議題ですが、評価部会及び専門部会の編成に関しまして、資料に基づいてご説明をお願いします。

それでは、配付資料1についてご説明いたします。

この資料は、前回の5月31日の第1回的高等専門学校機関別認証評価委員会の資料2の専門委員の選考結果一覧です。基本的には、前回提出した資料どおりですが、有識者の枠で一人の内諾をいただけなかったため、代わりといたしまして、専門委員選考委員会の四ツ柳先生等と相談し決めさせていただきました。

また、財務部会について、公認会計士の先生2名を選任いたしました。それについては、6月20日の運営委員会において既に承認をいただきまして、今後7月上旬には発令する予定です。

委員長 それでは、ただいまのご説明のように、専門委員の選考がすべて終了したところであるということですが、この資料1の方々の部会の配属についてこれからご審議いただきたいと思っております。まず、配付資料2に基づきましてご説明をお願いします。

それでは、配付資料2の評価部会及び専門部会の編成（案）についてです。

これは、各評価委員会の委員の先生と専門委員の先生がどの評価部会に所属するかについて編成案を示したものです。評価部会については、第1部会から第3部会、また財務専

門部会があります。

まず、第1部会ですが、資料のとおり6校の各高専を審査いただく方の名前を示したものです。この各委員については、当評価委員会の委員及び専門委員で構成する形になっておりまして、当評価委員会の委員については4名、専門委員からは12名、計16名で構成を考えております。なお、左側が各先生方の国立高専、公立、私立高専、大学機構教職員等の所属を示したものです。さらに右側が各先生の専門分野のバランスについて示したものです。

基本的には、各国、公、私立のバランスや、各評価対象校の高専の選考分野等を勘案しつつ、各第1部会、第2部会、第3部会とそれぞれ担当する先生の編成を作成したものです。商船高専がある部会には、商船に関する先生を編成しているところです。

あと、財務部会については、当委員会から2名、専門委員会から4名、計6名で編成を考えているところです。

なお、各委員の自己の関係する高等専門学校についても調査し、考慮した上で配置されています。

資料2については、以上です。

委員長 ありがとうございます。第1部会から第3部会、財務専門部会の4つの部会に関しまして、この編成に当たっては、評価委員会委員と専門委員のバランス、それから、国、公、私立高専、大学教員、有識者のバランス、専門分野のバランス、自己の関係する高専の調査結果を考慮しているということです。女性の委員が2名と非常に少ないということもあります。ご意見などありましたらお願いします。

先ほどのご説明では、委員が4名で構成されているとのことでしたが、第3部会の委員は3名とバランス的に少し心配しておりますが、いかがでしょうか。

当評価委員会の委員として、あと、四ツ柳先生、米山先生、柳先生もいらっしゃるわけですが、実際に17年度に認証評価の申請もなされている状況もあります。そのため、評価委員会の委員からは、最大でも4名、4名、3名の11名の先生が最大であるという人数的側面からこのような構成になっていることをご留意いただければと思います。

副委員長 米山先生と私は本年度受審する学校に属しますから外れていて妥当です。しかし、久留米高専の柳先生は受審されていないのですが、どういういきさつで外したのでしょうか。

四ツ柳委員、米山委員、柳委員の3名の方につきまして、全体の調整役をお願いしようということもありまして、直接部会には所属いたしません。一部全体の中でフォローしていただきたいと考えているところです。ご理解をお願いしたいと思います。

委員長 今のようなご説明ですので、全体的な面でごらんいただくようよろしく願いいたします。ありがとうございます。

ほかに何かご注意、ご指摘ありませんでしょうか。

この資料2の専門別の表ですが、一つだけ丸をつけるという方針で表がつくってあるようで、私の場合、機構職員でもあり、電気、情報系でもあるんですが、機構教員として評価関係の教員がより責任感が強いということで丸がついているということだと思います。

あと、同じような意味で、例えば長島委員は有識者かつ電気、情報系の専門家でもいらっしゃる。そういう意味で、ほかのところにも2つ以上丸がつくところがあるかと思えます。

委員長 実際上は一つには限定しないでしょうけども、便宜上一つにしてあると。

これは、こちらでこの方はこの専門だろうということ判断したわけではなく、書類に書いてある専門分野がここに書いてあるだけですから、特に今の神谷先生は機構の関係、

青木先生は機構の教員として入っていただいているということで、この専門がないということでは決してありません。

委員長 それは専門部会の評価委員の方についても同様ですか。

推薦をしていただいたところの書類の中の専門分野で振り分けております。

それから、機構教員というのは、実は1名だけ丸を機構のところにつけておまして、この丸がついたのは6校全部見るということです。

委員長 ありがとうございます。専門がこれに限るといような意味ではないということをご理解いただければと思います。ありがとうございます。

ほかに何かありませんでしょうか。よろしければ、この資料2の原案のようにお認めいただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、これで評価部会及び専門部会編成(案)が固まりましたが、各部会間の調整を図るために、運営小委員会を設置する必要があります。その構成員に関しては、各部会の会長や副部会長を中心に構成させていただきたいと思っております。しかし、各部会長、副部会長が決まっておきませんので、後日構成したいと思っております。

それから、専門委員のこの氏名に関しまして、評価結果を公表した後の平成18年3月以降に氏名を公表することになっておりますので、配付資料1及び2の取り扱いについてはご注意願いたいと思っております。

それでは、次の議題に入ります。自己評価実施要項及び評価実施手引書についてです。これは、本年度の自己評価等ではなく、来年度18年度実施分の自己評価実施要項や評価実施手引書です。これについてご審議をいただきたいと思っておりますが、配付資料3と4に基づき、事務局からご説明いただきたいと思っております。

配付資料3と配付資料4について、あわせて説明いたします。

平成18年度の評価実施に当たり、各高等専門学校に対し、7月27日に説明会の開催を考えております。そのため、自己評価実施要項等の18年度実施分についてどうするかということをお決めいただく必要があります。ただ、全体としては、内容的な変更ではなくて、言葉をよりわかりやすくしたものだと思っております。

なお、高等専門学校機関別認証評価実施大綱、高等専門学校評価基準等については、まだ文部科学省から認証をいただいていない状況であり、特に内容的な修正は必要ないと考えておりますので、その点は特に今回変更することは考えておりません。したがって、資料3、資料4の若干の修正について説明したいと思っております。

まず、資料3です。1ページ目で、評価の内容の部分について、「11の基準と2つの選択的評価基準で構成する」で、「2つの」という文言を入れました。また、その下の「高等専門学校の教育研究活動等の総合的な状況の評価するものであり」ということで、これも評価実施大綱の文言に合わせたものです。

あと、下について、実施の時期ですが、これは、18年度実施に当たっての時期をそれぞれ変更するものです。

3ページの2です。目的と高等専門学校評価基準との関係の第2パラグラフ、「そのため、評価の実施に当たっては、対象高等専門学校が目的を明示し、目的に照らして自己評価を行うことが必要です」は、よりわかりやすくするため、「目的に照らして自己評価を行う」という言葉を追記するものです。

続きまして、5ページの3観点ごとの分析(2)です。別紙2「自己評価の根拠となる資料・データ等例」という部分について、より明確にするため、「これらはいくまでも例示であり、必ずしも全く同じ資料・データ等を要求するものではなく、高等専門学校の目的や状況等に応じた資料・データ等を用意してください」と、この自己評価の根拠となる資料・データ等の例について、あくまで例示であるということをご追記したものです。

次の6ページ目の一番上のほうについては、これは、基準全体に係る自己評価の概要について、自己評価の概要を作成するに当たって、「自己評価書との整合性を確認した上で記述してください」と明記したものです。

その下の 選択的評価基準の自己評価、2目的の達成状況の判断についても、4つの判断を示す記述に対しまして、判断の際の考え方について若干の文言を追加したところです。選択的評価基準については、研究の活動の状況と正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況という2つの選択的評価基準がありますが、この評価、判断の際の考え方として、取組状況や活動状況が目的に照らして全体としてどうかについて判断をいただくということで、判断の際、よりわかりやすくするためにこういう一部修正をしたものです。

続きまして、10ページ目の3基準ごとの自己評価です。これについては、各高等専門学校が自己評価書を作成するに当たり、字数制限等について、文章上より簡潔に整理したというものです。内容的には全く変わっておりません。

あと、15ページ目の、自己評価書の提出方法、1提出方法、自己評価書は従来10部としておりましたけれども、20部に変えたいと思っております。評価部会については、16名で各部会を担当していますので、20部自己評価書をご提出いただいて、各先生に配付するためにも10部から20部に変更したいというものです。また、その根拠となる資料・データ等を別添とする場合には、当該別添資料についても、あわせて20部提出いただくよう修正したいと思います。(2)自己評価書の電子媒体については、DVD-ROMについても明記した修正です。

続きまして、19ページです。自己評価の根拠となる資料・データの例の表題について、「自己評価の根拠となる資料・データ等の例」という形で整理したいと思います。

この枠の中については表現自体を改めました。書いている中身については、よりわかりやすく端的に書いたものをご理解いただきたいと思いますと思っております。

なお、一番上の「ここには、基本的な観点に従って分析を行う際に必要と考えられる資料・データ等を観点ごとに示す枠の中に例示してあります。」という形で変更する予定です。

31ページですが、基準7学生支援等についての観点7-1-「学生のクラブ活動や学生会等の課外活動に対する支援体制が整備され、機能しているか。」に関して、資料・データとしての例示の部分です。「課外活動の支援に関する規定、組織図」という形に改正したいと思っております。また、支援活動の実績を示す資料として、課外活動の活動内容の一覧表や担当顧問一覧が該当します。根拠資料として内容が重複しているので、それを修正するものです。

あと、38ページ目の選択的評価基準、研究活動の状況の1-の部分で、「特許取得、学会での論文発表」の「学会での」というのを削除いたしまして、「論文発表等」という形で一部修正しました。また、「外部資金の応募・獲得」について、獲得だけじゃなくて、応募の部分についても重要ですので修正しております。

資料3については以上です。

続きまして、資料4です。これは、実際に評価担当者がお使いになる資料です。1ページ目については、先ほどの評価実施要項と同様の修正です。時期や内容の部分で変更するものです。

6ページ目です。目的の確認、1基準1~11に係る目的の確認というところで、基準1から11の説明の部分ですが、基準1について、異質な例示が出ておりましたので、これについては削除したいと思っております。

あと、8ページ目です。これは、基準の1~11の自己評価結果の分析に当たり、4段階評価をしていただくわけですけれども、その対象高等専門学校の状況について、「高等

専門学校の目的に照らして」という表現を評価の判断の際によりわかりやすくするために追記したものです。

9 ページ目については、先ほど説明した内容と同じものです。

あと、14 ページ目です。これは、訪問調査実施方法等の部分でして、訪問調査を実施するに当たり、配慮すべき事項として追記したものです。

資料4 について以上です。

なお、これとは別に、さらに訪問調査実施要項もありますが、それについては、定型的な実施年度等の変更部分ぐらいですので、それについては、実施年度等の変更だけを考えておりますので、適切に修正をかけたいと思っております。以上です。

委員長 はい。どうもありがとうございました。資料3、4 についてご説明いただきましたが、いずれも内容に関して大きな変更はなく、わかりやすい表現にするために多少の変更をしているという理解でよろしいかと思えます。しかし、その修正に関しましていろいろご意見等ありましたら、お願いいたしたいと思えます。

資料3 の6 ページの判断の際の考え方の表と資料4 の9 ページに、「活動状況」という言葉が入っているわけですが、取組と活動との違いを明確にする点と、9 ページの上のほうの、取組状況の整合性についてご意見を伺いたいと思えます。

委員長 いかがでしょうか。どなたがお答えになりますか。川口先生、どうぞ。

選択的評価基準の研究活動の状況に対応して活動状況が非常に優れているという書き方をし、もう一つの教育サービスの状況のところ、取組状況が非常に優れているということで、それぞれの考え方としては2つの基準の言い回しの問題ということです。

教育サービスも活動の成果についての判断になっていませんでしたか。

サービスについては、今年はこの取組状況でいっているもので、研究活動が入ったために活動状況を加えたものです。また、短期大学で今回加わり、それに高専も合わせた表現にしたということです。

取組状況と活動状況について、取組というのは、制度的なシステムの有無、活動は具体的な活動ということになるのでしょうか。

選択的評価基準の研究の中には、研究体制や支援体制が整備されているかということで、取組体制ができていくかどうかということと、活動状況がどうかという両方の視点を含んでいることから、取組状況と活動状況の両方を入れました。

それから、新しい取組の中で成果がまだ目に見えない形になっていなくても、そういう活動状況にあることの状況判断も重要であるということも少し考慮し、活動状況という言葉を入れました。

私は今まで取組状況だけだから、大体活動も全部そこへ入れたと判断していたと思えます。だから、取組状況と活動状況と分けているから、活動状況というのは何かをやることで、取組状況がカバーする範囲というのは、どちらかということ、準備状況などの体制的な話になるのかなど。それが評価委員にもそういう形で説明されることになるのかなど。

そうご理解していただければと思います。教育サービスについても、教育サービスが計画的に行われているかということで、どういう計画を立てているのかということと、具体的な活動として実施がうまくいっているのかという、その両方の側面で見るというイメージを持って文章を書いております。

委員長 一般的な語感としては、取組というと上流のほうで、活動というと成果にやや結びつきかけているという感じもします。そこは誤解のないようにうまく伝えられればよろしいかと思えます。ほかにいかがでしょうか。

大学の評価も大体似たような基準であるかと思うのですが、見えにくいところがあります。それは、高専も大学も中期目標計画を立てており、提出しております。この評価を

する場合にそれとの対応がどこにも明記されておりません。中期目標計画を立てて、それでいろいろな教育等々活動を行っているはずである。そのところの観点がもう少し見えてもいいのではないのでしょうか。

委員長 これは共通した大きな問題でもあります。青木委員，どうぞ。

中期目標に基づく中期計画の取り扱いについては，基準1の趣旨のところに掲載してあるかと思います。「また，高等専門学校運営に関する中期目標等を有しており，その達成状況等を評価内容に反映させるためには，その基本的な内容を目的として位置づけることも可能です」というところです。もちろん教育の中身について年次計画を立てながら中期計画を立てて行っている場合には，そのことを目的に含めると，目的に即して何が行われているかという中で，自己評価をしていただくという形になります。これを積極的に活用いただければと思っております。

これは気がついておりましたが，「可能です」という表現はやや弱くて，自己矛盾を起こすことがあり得ないでしょうか。例えばそういうことが実際に出てきたときに，どういう具合の評価をするかというのと，全く独立した形として扱うのでしょうか。

副委員長 例えば，それを目的に掲げれば自分でそれに縛られる。掲げなければそれに拘束されない。

中期目標，計画を念頭に置きながら書けば，まず自己矛盾は全く起きない。

副委員長 それから，国立高専は中期目標に掲げる法人ですが，公，私立は必ずしも中期目標に掲げることにはなっていない。これは全般に係る審査ですから，国立高専だけを対象としてないためにこのレベルだろうと私は思っています。

確かにおっしゃるとおりですね。わかりました。

委員長 それで，この基準1の高等専門学校の目的の「また，高等専門学校運営に関する中期目標等を有しており，」とある文章は，すべての高専が中期目標を持っているとは限らないからということによってこういう表現になっているのですか。

はい。

副委員長 厳格に書けば，「有している場合には」のほうがいいと思います。

委員長 それでは，四ツ柳委員，どうぞ。

副委員長 少し気になったのは，実施手引書の資料4の8ページの上の表の中の「高等専門学校の目的に照らして」という項について，「一般的に期待される水準」という表現とその「目的に照らして」が誤解を生むおそれが少しあります。スタンダードと軸が少し違うものを2つくっつけたような印象を与える懸念がないでしょうか。「一般的」という言葉が挟まると一般的なスタンダードと，それから，みずから立てた目標達成のためのもう一つの軸とがダブルにかかっているかというのが多分この評価の見方になると思うのですが，もう少し違う表現でうまく同じような内容を書ければいいと思います。

委員長 これは評価者が十分理解をしないといけないところです。評価者にとって誤解のないような表現であるということで，そういう観点からのご指摘は重要だと思いますが，これに関してご意見がありますか。それから，高等専門学校の目的というのは，一般的な高等専門学校の目的なのでしょう。

副委員長 当該高等専門学校，1行目の上のところにあります。

委員長 しかし，その表の左側には「対象高等専門学校の状況」とあり，ここではあえて対象という言葉を外しているのは，高等専門学校として一般的な目的はどこかに掲げているのかを評価者が思わないかと考えたのですが，どうでしょうか。

意図としては，ここでは対象高等専門学校のそれぞれの目的に照らしてという意味です。

それから、「一般的に」という言葉が入ったために、2つの基準で見るような印象を受ける誤解を与えそうですが、これは、例えば高等専門学校の目的の中で、国際的に通用するという言葉がもしあれば、一般的に国際的に通用するという水準であれば、このぐらいのものが求められるということを説明してもらって理解しています。各高等専門学校が立てているその目的に照らして期待される水準とだけだと、その水準について、各高等専門学校が決めてしまうイメージにもつながりかねないところもあり、各高等専門学校の目的に照らして、一般的に考えられる期待される水準を卓越しているかどうかと理解していただければと思います。

今の中島先生のご発言について。この表の四角の中の高等専門学校を外してもいいのではないのでしょうか。むしろ入れるのならば、「それぞれの目的に照らして」という言葉の方がよい。

今の問題ですが、国立高専の場合は、いわゆる機構の中期目標、各学校の中期目標、それから、その他高専については、全般的なレベルを勘案しつつ対象高等専門学校で考える。厳密に考えると様々な議論が出てくるかと思いますが、対象高等専門学校に目標が書いてあるから、何が入ってくるかを我々として判断すればいいのではないのでしょうか。

副委員長 ここで言いたいのは、これは追加しなくてもいいのではないかと、ということです。

委員長 表の上の「その際、高等専門学校の目的に照らして」、この高等専門学校を対象高等専門学校とする。わざわざ高等専門学校と書かれていると、一般的な目的があるのかなど誤解しないとは限りません。

上の文章のところに「高等専門学校の目的に照らして」と入れましたので、表の中は落とすということで対応したいと思います。

委員長 それでいいかもしれないですね。では、神谷先生、どうぞ。

自己評価実施要項の選択的評価基準に研究の目的に沿った活動の成果が上がっているかということで、「学会での論文発表等」を簡略化し、「論文発表等」ということでご説明がありましたが、ここの四角の枠の中について、高専における研究活動を具体的に表示するのにこの書き方でいいのかと気になりました。

というのは、研究成果の割合、トップのところに特許取得と書いてあり、その次にその「論文発表等、外部資金応募等」となっているのですが、高専の先生には理工系だけではなくて、一般教育の先生もいます。それから、専攻科の認定に関連して先生方の研究活動について、かなりそれぞれの専門の研究もやっていますし、教育工学的な、教育の方法の改善に関する研究等、かなり広い広がりのもをやっています。この書き方ですと、理工系の大学の研究室の標準的な書き方になっており、こういうものが高専の研究だというイメージとすると、特許取得から始まることには少し何か狭い印象を受けます「学会での」という言葉を切ることによって、さらに何か狭くならないかなという危惧を持ったものですから、ほかの先生方のご意見を伺いたいと思います。

先ほど神谷先生がおっしゃったような教育改善のようなものを研究活動として評価したほうがいいと思いますので、もう1項目入れたらどうかと思います。

例えば、地域関連の地域研究の問題や、特に一般科目の先生方を意識して地域改善の問題、また教育改善の問題といった項目を入れたほうが、神谷先生の懸念が少しは和らぐのではないかとと思うので、事務局に考えていただき、追加したらどうでしょうか。

ご指摘のとおりと思うのですが、一応ここは、選択的評価基準としての研究活動をどのように各高専が位置づけて、研究を展開しているかということで、教育改善のための研究活動については、むしろ、選択的評価基準というよりも、基準の9の観点9-1-1のところ、研究活動が教育の質の改善に寄与しているかというところで含めております。

あくまでもこの選択的評価基準は、それにプラスして、学校として独自の研究活動の特色をどのように持たせようとしているかを見るもので、教育改善のための研究活動を選択的評価基準に盛り込むのは抵抗があります。

わかりました。結構です。

例えば、世界最先端のロボットつくったということで特許を出したとか、実用化研究とか、そのようなことならばここに書いてあるとおりだと思いますが、ロボットの研究を先生方がやりながら、PBL的な教育にも役に立つと考えている研究室も多いと思います。そのときにそのような教育的な効果を考えに入れるから、研究の値打ちも上がると考えているのに、基準9で書いているから選択的な研究活動から外してしまうということだと、かなり選択的な研究の活動報告が狭くなってしまうのではないのでしょうか。

委員長 ロボットコンテストは盛んで尽力されている先生がいらっしゃると思いますが、成果をどちらに書くのかという問題があります。

両方とも書いたらいいと思います。

委員長 両方書けるような枠にしておくということですね。

今の観点の9-1- は、基準のところは質の向上及び改善ですが、改善にかなりウェイトがあるような感じを受けますので、それは基準9でやるのですが、学術的な研究にしても、ロボットの話にしても、それから出た成果が教育ということなので、先生たちがそれによってポテンシャルが上がるというようなものは、やはり教育に反映するというようなものは後ろに入るということで、両方ということだろうと思います。

今、柳先生がおっしゃったことと関連するのですが、去年評価委員をした感じとしては、あまりにここに書くとか厳密に言わずに、何箇所に書いてあったとしても、本質的に評価するときには評価するわけですから、いいのではないかなと思っています。だから、あまり厳密にこれは基準のここに書くべきであるというのではなくて、そのように書いてあったとしても、評価するスタンスでやったらいいかがでしょうかというのが私の提案です。

委員長 しかし、同じ文章が2カ所にあった場合には、評価者としては一般的に奇異な感じを受けますから、観点が違うことを明確にし、両方に書き得るということをやうまく我々のほうで表現できればいいですね。

自己評価書の書き方の説明のときにオーバーラップすることも出るであろうというのが私の予想です。

委員長 確かに同じアクションでも、観点を変えれば別のところで表現し得る話ですね。青木委員、どうぞ。

ご指摘の趣旨、大変よくわかるところで、この中では各学校が目的として挙げる中に、教育に役立つための研究を行うことがその目的のどこかに入っていれば、もちろんそれに即して、例えばこの観点の1- のところ、研究の目的に沿った活動の成果が上げられているかというところでの根拠資料としてどのようなものを上げていくかは各学校で工夫することになります。

その例示として何を示すかということについて、どのような表現の根拠資料の例示をしたらいいのか表現がかなり難しそうなので、こちらで検討する時間を少しいただきたいと思います。

委員長 ぜひそれを達成していただきたく期待しておりますのでお願いします。

副委員長 今の問題、非常に大事なポイントで、観点9-1- の持っているニュアンスが、本来一般的に言う研究活動の効果、寄与を問うているのではないのでしょうか。いわゆる教育のための研究のことを言っていないと思います。

委員長 言っていないですね。

副委員長 設置基準のほうは、現在の技術水準におくれないように必要な研究は行うべ

きであると言っています。これは設置基準上高専の義務ですから、それをやった上で、それが教育にどう反映されているかを問うていますから、今の教育用の研究は当然含まれてもいいのですが、それだけではない。

委員長 一般教育の歴史については、歴史の解釈も最新のものがあるという意味。語学教育法についても、そういう意味ですか。すべてこれは当てはまる。

副委員長 世の中が進歩していく中で、おくれないように研究して、それを教育に反映しなさいという規定に対して、やっているのかを基本的に言っているのです。

授業内容や教育方法のようなものも幅広く含んだ上で、教員の研究活動と教育内容との関連が把握できるような資料ということで考えております。

副委員長 今、学教法の一部修正に関する法律案が国会審議の中で進行中ですが、衆議院を通過するときの附帯決議の条項が手に入りましたので見ておりましたら、第4項に「高等専門学校が早期体験重視型の専門教育等の特色ある教育によりすぐれた人材を輩出し、また、地域の教育拠点として高い評価を得ていることにかんがみ、その教育水準の維持向上を図るための研究に対する必要な支援を行うこと」と書いてあります。これが出てきた限りにおいては、この9-1- は非常に重要です。そういう意味でもう少し充実していただきたいです。

ご議論の途中で申しわけありませんが、今の9-1- の内容の充実について、また機構内部において検討し、あわせて、選択的評価基準の部分についても、再度委員長とご相談した上で進めたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

委員長 事務局とまた委員長、副委員長にもぜひご協力いただき、あとはご一任いただければと思います。

資料3の8ページの教員数のところに「休職者と長期海外渡航者を除く」とあります。休職者については、10カ月ぐらいの海外渡航ですと、メールその他で専攻科の学生を指導している先生がかなりおります。そうしますと、その学校のポテンシャルを判断するには、長期海外渡航者はむしろ専任教員の数の中に入れておき、括弧してうち何名は現在在外勤務のほうがよいと思うのですが、いかがでしょうか。

委員長 これは大学とも関係します。実際には大学の場合には外しているのですか。あと、長期の定義にもよるのかもしれませんが、10カ月ぐらいであれば長期ではないのかもしれませんが。

文科省では既に長期の定義が決まっています。

委員長 実際10カ月ぐらいであれば、授業は持てないけれども、webなどを使って適宜教育をしているのが普通です。

ですので、括弧して何名としておけばよろしいということです。

委員長 これは高専だけでもないと思われまので、大学等とあわせてご検討いただき、必要ならば少し修文させていただくこともあるということをお願いいたします。

ちょっとだけよろしいですか。先ほどの9-1- ですが、もう既に17年度は走っておりますので、そのあたりの見解を今年度どのように処理されるかということも含めてご相談いただければと思います。

委員長 そうですね。これは大変重要な課題なので、また継続して議論の場を設けたいと思っておりますが、差し当たっては、この文章を、説明会にあわせてまとめるように努力したいと思います。

参考資料5の29ページの9-1- の自己評価の分析及び今度は評価者が分析するときの留意点のところに教員の研究活動としまして、(専門分野の研究及び教育方法等の研究)により得られたことにより、留意点について両方含んでいるということを書いておりますので、平成17年度におきましても、ある程度この内容をとらえていただきたいと

説明をしておりますし、伝わっているのではないかと思います。

なお、今後18年度以降も、その点よく留意していきたいと思っております。

資料3の15ページのところにCD-Rの次にDVD-ROMと書いてありますが、CD-ROMでCD-Rがあるので、DVD-ROMだったらDVD-Rになります。しかも、DVDは+Rと-Rとがありますので、この標記はROMではないほうが良いと思います。

委員長 ありがとうございます。それでは、この件に関しましてご意見がある場合には、7月1日ぐらいまでに別途事務局へご連絡いただければと思います。

それでは、今後のスケジュールなどについて事務局からご説明をお願いします。

資料5ですが、高等専門学校機関別認証評価に関するスケジュールです。5月31日に第1回の当委員会を開催し、6月13日に自己評価担当者等に対する研修を実施しました。これは、基本的には17年度に評価を受審する高等専門学校を中心としまして、56高専、173人の教職員の方がご出席になり、研修を実施しました。

6月20日には専門委員の決定をいただき、本日は第2回目の評価委員会です。7月上旬に、17年度関連としまして、専門委員の委嘱発令を考えております。それで、7月11日、12日に評価担当者への研修を実施する予定です。7月12日には、評価部会と財務専門部会の1回目を開催し、部会長、副部会長の決定と書面調査の進め方等についてご確認をいただく予定です。

さらには、7月27日に18年度に評価を実施するに当たり、当説明会を開催する予定です。

それで、7月29日には、17年度の評価書の提出がありまして、以下評価を進めていくという流れになります。

資料5については以上です。

引き続きまして、参考資料、参考資料2についてあわせてご説明します。

参考資料2については、高等専門学校の機関別認証評価をいつ申請し受けるかという調査を今年の6月3日を締め切りとしまして、各国、公、私立高等専門学校に調査をいたしました。18年度評価を実施するところは18校、19年度については、国立で19校という内訳、予定が意向調査の結果出ているところです。

参考資料2については、以上のとおりです。

引き続きまして、参考資料3についてあわせて説明いたします。

これは、評価担当者に対する研修の実施要項です。研修については、評価担当者、当評価委員会の委員及び専門委員を対象としまして、7月11日、12日にKKRホテル東京で当該日程に従って実施する予定です。

1日目については、評価の大まかな内容、2日目については、10時から10時半まで、評価部会、財務専門部会の第1回を開催し、部会長、副部会長等のご選出をいただくということを予定しております。以降10時半から2日目の具体的な評価に当たっての研修を実施する予定です。

それで、2日目の実際の評価作業、またその下の各基準の分析に当たっての留意点等について、この説明の際の資料の一部として、本日参考資料4と参考資料5を、現段階の(案)としてお示しいたしました。この参考資料4と参考資料5については、各評価委員の先生方にご確認をいただき、事務局までご意見等をいただきたいと思いますと思っております。

参考資料4について、若干ご説明をいたします。

から まで、スケジュールと書面調査、訪問調査、訪問調査以降、目次としております。本日、別添様式1と別添様式3については作成中ですので、お示しできておりません。1ページ目ですが、高等専門学校機関別認証評価、評価作業スケジュール(17年度実施

分)ですが、これについては、評価委員会委員・専門委員と事務局で、それぞれの役割、業務を整理したものです。

7月11日、12日に研修会、財務部会、評価部会を開催し、7月29日に対象高等専門学校から自己評価書が出ます。それを受け、書面調査を開始するわけですが、書面調査については、各高专から出てきた自己評価書を可能な限り早く各先生に送付し、評価第1部会、第2部会、第3部会でそれぞれ6校ずつご担当いただく点が大きく違うところではありますが、書面調査を開始していただくという流れを考えております。

あと、10ページの次の書面調査票(案)ですが、これは、各高等専門学校からの自己評価書を受けて、先生方にこれに基づいて書面上分析いただくものです。例えば、評価基準の4-1- では、当該観点については「アドミッション・ポリシーが明確に定められているか」と「学校の教職員に周知されているか」と「将来の学生を含め社会に公表されているか」という3つの視点の分析が必要になる点について評価を明記していただくというのが、若干昨年度と変わっているところであると思っています。

別添様式4と別添様式5については、変更点等は大きくないかと思っております。

参考資料5ですが、これも各基準の分析に当たっての留意点について評価担当者に対する研修の際に使いたいと考えている資料です。この資料については、黒丸以外は、6月13日の各高等専門学校の自己評価担当者に対する研修会の際にお示ししているものです。したがって、黒丸について、特に評価担当者として、昨年度の試行の際の状況等を踏まえつつ、事務局案として作成をしているところです。

以上、参考資料4、参考資料5について、7月1日までに事務局までご意見をいただければありがたいと考えております。評価担当者に対する研修をよりよいものにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

委員長 それでは、青木委員から、自己評価の根拠となる資料・データについて、簡単にご説明いただけますか。

前回の委員会の中でも、少し議論になりました答案等の扱いも含めた資料・データ等の扱いですが、少し整理をいたしました。

1つは、自己評価書全体の根拠資料・データの扱いについては、原則として、今回の機構が行う認証評価においては、各学校の特色が生かされるようにということです。そういう意味から、資料・データ等は、各高等専門学校の目的に即して示していただくということです。どのような資料を根拠資料・データとしてお示しいただくかは、その自己評価の内容とともに、各高等専門学校で自らご判断いただくのが大原則です。

書面調査段階におきまして、評価部会でご提示いただいた資料やデータではよくわからない場合には、不足している資料・データを請求することがあります。ただ、その場合には、何々を出してほしいという表現よりも、むしろ、この観点のこれが確認できないので、それにかかわる資料のご提出をお願いしたいという形になるかと思えます。

試験答案について限定して申し上げますと、対象校で、成績評価が適正になされているかどうかについて、根拠資料として試験答案等を用いながら自己評価をなされた場合には、その試験答案を確認することは、これは一般論として当然のことになります。そのほかの場合については、対象校で示された根拠資料をもとに評価をしますし、それでわからない場合には、わからない旨を書面調査のときに書き、成績評価が適正に行われていることを明確に示すような別の資料をご提示いただきたいというような形でお知らせすることになるかと思えます。そのときに、試験答案を示せという形の追加資料・データの求め方をするわけではないということになるかと思えます。

要するに、あまりに細かく限定するのではなくて、多面的な資料の要求をするということですね。

そうです。

委員長 次回ですけれども，9月の下旬が第3回目の認証評価委員会として予定されていますが，日はまだ決まっておりません。多くの方は7月12日の評価部会でまたお顔を合
わすことになると思いますが，どうぞよろしくお願いします。

それでは，以上をもちまして本日の委員会を終了いたします。長時間にわたり，ありが
とうございました。

了